

「三重県スポーツ施設整備計画」に基づく市町への補助制度の創設について

「三重県スポーツ施設整備計画」（平成25年3月策定）の具体化を進めるため、市町が行う「広域的拠点施設」整備に対する補助制度を創設します。

1. 趣旨

本県のスポーツ施設は、近隣の他府県と比べて、施設数も少なく、大規模大会やプロスポーツの受け皿となるような施設も少ない状況です。

こうした課題に対処するため、「三重県スポーツ施設整備計画」に基づき、市町が「広域的拠点施設※」を新築又は改築する場合に一定の支援を行うものです。

この「広域的拠点施設」が整備されることによって、スポーツのもたらす様々な便益や効用が県全域や県内外に幅広く及ぶとともに、市町が主体的に施設を活用、運営することで、地域の活性化や地域づくりにつながることをめざします。

※「広域的拠点施設」の定義：県民に夢と感動を与えるようなプロスポーツ、全国的なスポーツ大会（国体、インターハイ）や交流の場等としての機能を重視した県を代表する施設

2. 事業概要

補助対象とする「広域的拠点施設」は、各種スポーツ施設のうち、他県との比較において最も充足度の低い体育館に特化して、この新改築に要する建設費への支援を対象とします。

(1) 事業名：広域的拠点スポーツ施設整備費補助金

(2) 対象とする施設規模

体育館：アリーナ面積 2,000 m²以上かつ観客席数 2,000 席以上とします。

なお、東紀州地域については、アリーナ面積 2,000 m²以上又は観客席数 1,000 席以上とします。ただし、アリーナ面積は 1,600 m²を下回らないこととします。

(3) 補助割合と限度額

補助率 1 / 2 補助限度額 体育館：1 億円

(4) 補助金の額の算定等

県補助額 = (補助対象経費 - 特定財源※) × 補助率

※特定財源とは、国庫補助金、民間団体の助成金、地方債等をいい、これらの特定財源については補助金の額の算定から控除します。

(5) 事業期間

国体の会場施設としても活用されるよう、リハーサル大会に合わせ、平成32年度までに完了する計画の事業を対象とします。

3. お問い合わせ

地域連携部スポーツ推進局 国体準備課 辻日出夫 小林伸之

TEL 059-224-2985